

希望

社報タイトル「希望」は社内で掲げる令和3年の標語です。

No. 185

12月の税務

● 会計 ● 相続 ● 経営コンサルティング

KOBAYASHI GORDON

小林合同会計

代表社員 小林 政 氏 税理士 山野 基 尚
代表社員 小林 政 仁 税理士 須賀 保 雄

税理士法人 小林合同会計
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602
URL: <https://www.kg-tax.jp>

● 12月10日

- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(6月～11月分)の納付

● 本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出
提出先…給与の支払者経由、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

● 本年最後の給与の支払をするとき

- 給与所得の年末調整

● 翌年1月4日

- 10月決算法人の確定申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
- 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税及び地方消費税＞
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
＜消費税及び地方消費税＞
- 4月決算法人の中間申告
＜法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
- 消費税の年税額が400万円超の1月、4月、7月決算法人の3月ごとの中間申告
＜消費税及び地方消費税＞
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(8月決算法人は2ヶ月分)＜消費税及び地方消費税＞

● 12月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付



消費税インボイス制度に係る登録申請について

令和3年10月から消費税インボイス制度に係る適格請求書発行事業者登録申請の受付が開始されました。この登録申請について下記の点にご注意ください。

①支払先が適格請求書発行事業者でない場合、支払った消費税額を控除対象仕入税額として控除できなくなります。（経過措置あり）

令和5年10月から導入されるインボイス制度では、適格請求書発行事業者が適格請求書（インボイス）を発行することになりますが、請求書発行元が適格請求書発行事業者でない場合、支払った消費税額を控除対象仕入税額として控除できず、支払う消費税額が増加してしまうことになります。

今後、相手方が適格請求書発行事業者であることを確認する必要がありますので、その際に活用していただきたいのが、国税庁のホームページにある「[適格請求書発行事業者公表サイト](#)」です。請求書に書かれた登録番号から検索し、適格請求書発行事業者として登録されているかどうかを確認することができます。

②適格請求書発行事業者に登録されると消費税の課税事業者にならなければなりません。

消費税を支払う義務がない免税事業者が、適格請求書発行事業者の登録をすると、インボイス制度が始まる令和5年10月から課税事業者となり、消費税を申告及び納税しなければなりません。免税事業者にとって適格請求書発行事業者の登録は今後のことをよく考えて行う必要があります。

海ごみゼロウィーク

福利厚生委員

10月8日にSDGsの取り組みの一環として環境省主催の海ごみゼロウィーク2021に参加しました。皆で青いバンドを身に付けて、事務所周辺のゴミ拾いを実施しました。



海ごみゼロウィーク2021とは

海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動のことです。
ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う。
この当たり前の行動が海の未来を守ることに繋がります。

